重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1　事業所の概要

事 業 所 名	鈴鹿第２地域包括支援センター　　鈴鹿第２介護予防支援事業所
所 在 地	鈴鹿市平田１丁目３番５号
事業者指定番号	第２４００３０００１４号
管理者・連絡先	玉井　巧輔　　ＴＥＬ　０５９－３７０－３７５１
サービス提供地域	鈴鹿第２地域包括支援センター圏域

2　事業所の職員体制等

職　　種	人　　員
管理者（兼務：社会福祉士)、	１　名
社会福祉士	２　名
主任介護支援専門員	１　名
保健師または経験のある看護師	１　名
介護支援専門員	１　名

3　サービス提供時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（日曜、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までを除く）

ただし、サービス提供の必要が生じた場合は，この限りではありません。

4　利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として介護保険から全額給付されますので利用者負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合は請求されることがあります。

5　サービスの提供方法

(1)　利用までの流れ

窓口、電話等でご本人、ご家族等より、現在の状況や生活上の要望等を伺います。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書を締結した後、介護予防サービス・支援計画書を作成します。（計画作成以降は居宅介護支援事業所へ委託する場合があります。）

(2)　契約の終了

①　利用者の都合で契約を終了する場合

利用者より解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

①　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても契約が自動終了します。

- 利用者が死亡した場合
- 利用者が担当地区外に転居したこと等により、サービス利用が困難になった場合

● 利用者が医療施設等に入院（所）し、又は要介護認定を受けた場合や要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間契約が目的とするサービス利用が困難となった場合

② 事業所からの契約解除の申し出

以下の場合、本契約を解除させて頂くことがあります。

● 利用者又は家族が，契約締結時に心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い，その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

● 利用者又は家族が著しい迷惑行為（ハラスメント等）や、故意又は重大な過失により事業者、介護支援専門員、又はサービス提供従事者、もしくは他利用者等の生命・身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等により、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。

6 サービスの目的及び内容

利用者が居宅での介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

● 利用者の心身状況や、利用者及び家族等の希望を確認し、「介護予防サービス・支援計画書」を作成します。

● 利用者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。

● 必要に応じ、利用者、サービス事業者等双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

7 サービスに関する留意事項

電磁的記録及び電磁的方法の取扱い

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際し、個人情報保護に十分留意し、事前に利用者又は家族の承諾を得た上で、以下の取扱いを行う場合があります。

● 電磁的記録による書面作成と保存、及び電磁的方法による交付、説明、同意、承諾、締結等情報通信機器（人工知能関連技術を含む）、テレビ電話装置等の活用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際し、個人情報保護に十分留意し、事前に利用者又は家族の承諾を得た上で、以下の取扱いを行う場合があります。

● スマートフォン、タブレット等の情報通信機器による事業所内外での情報共有等

● テレビ電話装置等を用いた会議や面談

8 担当者の変更

利用者等より申し出があった場合、担当者の変更は可能ですが、担当者の指名は受けかねます。

9 個人情報等の秘密保持

(1) 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）及びその職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさないよう必要な処置を講じます。この秘密保持義務は、職員の退職後においても同様に適用されます。

(2) 地域包括支援センター（介護予防支援事業所）は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス調整のための担当者会議、サービス提供事業所、医療機関等へ個人情報の提供は行いません。

10 家族等への連絡

利用者、家族等より要望があり、双方の了承を得た場合、利用者へ連絡した内容を家族等にも通知することができます。

11 虐待防止のための措置

(1) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、虐待防止委員会を設置し、利用者や家族等の人権擁護及び虐待防止を推進します。

(2) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、虐待防止の指針を策定し、事業所における虐待防止の基本的考え方や、虐待が発生した場合の基本的方針を明確にします。

(3) 担当職員に対し、年１回以上の研修会を実施し、人権意識や知識・技術の向上を図ります。

(4) 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）の管理者は、上記措置を適切に実施するための担当者としてその役割を担います。

12　災害および感染症発生時における対応

災害および感染症が発生した際には、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が定める「業務継続計画」に基づき、利用者等が継続して支援が受けられるよう対応します。

13　感染症の予防及びまんえん防止等

(1)　介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、感染症の予防およびまん延防止のための指針を策定し、基本的方針を明確にします。

(2)　介護予防支援事業所（地域包括支援センター）は、感染症対策委員会を設置し、感染症予防及びまん延防止のための取り組みを推進します。

14　記録の保管、閲覧等

介護支援サービスの提供のために作成した記録・書類等は、サービス完了日より５年間保存すると共に、利用者又は家族等の請求に応じて閲覧させ、複写物の交付も行います。ただし、複写物の交付にかかる実費は利用者、家族等に請求することができるものとします。

15　緊急時の対応

サービス提供時の事故や体調悪化等の緊急時には、家族の他、主治医、サービス事業者等必要な機関との連携を図り、対応するものとします。

16　事故時の対応

サービス提供において、事故が発生した場合は必要な措置をとり、速やかに家族等の他，鈴鹿亀山地区広域連合に連絡します。

17　相談窓口，苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

医療法人　誠仁会	電話　０５９－３７０－３７５１
	FAX　０５９－３７０－３７５２
	担当　　玉井　巧輔
	月曜～金曜　８時３０分～１７時１５分

○ 当事業所以外でも次の機関においても苦情申出等ができます。

鈴鹿亀山地区広域連合	住所 〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号 鈴鹿市役所　西館 3 階 電話　059-369-3201（給付グループ） 059-369-3205（指導グループ）
三重県 国民健康保険団体連合会	住所 〒514-8553 三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 電話　059 - 222-4165

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　事業者名　医療法人　誠仁会

鈴鹿第２地域包括支援センター

鈴鹿第２介護予防支援事業所

説明者

※ 委託先の居宅介護支援事業所が説明を行った場合

業務委託先　居宅介護支援事業者

事業者名

説明者

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者　　氏　名

代理人又は立会人　　氏　名

（続柄）